



私たち組合員は

法令遵守を行動指針に

消防設備の保守点検業務を通じて

地域社会の安心と安全に貢献します

保守点検業務は

再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行して

組合員自らが雇用した資格者により

適正点検を実施します

● 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です

● 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金 30 万円以下が科せられます

組合員	56 社
常用従業員	593 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者	389 人
電気工事士等	174 人
防火設備検査員	66 人

平成 30 年度通常総会(第 24 回)が開催されました!

— 消防用設備等保守点検業界の確立を目指して —



組合設立から 24 回目となる「平成 30 年度通常総会」が、平成 30 年 5 月 16 日(水) 午後 4 時 30 分から静岡市内(グランディエール・ブケトーカイ)で、ご来賓や賛助会員の皆様をはじめ多数の組合員の出席(総数 50 名余)のもと、開催されました。

新たな取組に向けて 定刻に開会した通常総会では決算・事業報告、予算・事業計画など定例の議案に加え、組合名に“業(ぎょう)”1文字を追加する定款変更の議案を含む全議案が、原案どおり全会一致で可決承認され

ました(17時30分閉会)。西川和宏理事長(左上写真)は、「組合事業の充実強化とともに、消防用設備等保守点検業界の確立及び業法制定の実現に向けて、組合員や関係の皆様と力を合わせ取り組んでいきたい」と開会挨拶で力強く呼び掛けました。

西川理事長挨拶(要旨) 「設立当初、組合員 15 社、共同受注額 550 万円でスタートした組合が、24 年間の取組を経て、今では組合員 59 社(通常総会開催日現在)、共同受注額 2 億 4 千万円という静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとって無くてはならない組織に発展している。私ども組合及び組合員一同は、共同受注活動を柱に法令遵守による消防用設備等の適正点検を通じて、地域の安全・安心及び発注者保護に貢献することを共通目標としてきた。(略)

社会経済情勢が変化する中、他業界では業界としての規律や適正な業務の実施等を定める“業法(ぎょうほう)”がある。しかし、私たちの業界では業界が確立されておらず業法も確認できない。そのため現場では原則業務再委託禁止の拡大解釈、採算面では考えられないような安値落札、不適正点検や無資格者による点検拡大等の諸問題が懸念されるほか、発注者保護や消防用設備等保守点検業を担う人材確保が喫緊の課題となっている。

(略)

新組合名称“静岡県消防設備保守点検業協同組合”への変更(※)は、当組合が消防用設備等保守点検に係る健全な業界の確立や発注者(国民・住民)保護等に取り組む協同組合であることを明確に示すためのものであり業法制定など新たな取組に向けた第一歩となるものである。」



※ 平成 30 年 5 月 29 日(県知事認可)から新組合名称

(次ページに来賓祝辞を掲載)

来賓祝辞 「 適正点検は安全・安心の基本！ 」 「 健全な業界の確立を目指す取組に期待！ 」



中沢公彦 幹事長(自民党静岡県連)

公務ご多忙の中、日ごろ組合活動を応援していただく皆様が総会に駆けつけてくれました。来賓祝辞の最初の登壇者は県議会でご活躍の中沢公彦幹事長（自民党静岡県連）です。

官公需適格組合として消防用設備等の適正点検を通じた地域への貢献を評価し、自ら取り組まれた平成26年3月施行「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」を紹介。引き続き健全な業界の確立を目指す組合の取組に期待し支援していくとのご祝辞をいただきました。
(注) 文中の肩書(敬称略)は総会開催日現在

さらに、地域の安全・安心を担う静岡県危機管理部の白石部長代理兼危機管理監代理、産業振興や中小企業者（個人事業者含む）支援等の取組を推進する静岡県経済産業部の松島経営支援課長、中小企業等協同組合法などに基づき中小企業の組織化や連携強化を通じた中小企業者支援を行う静岡県中小企業団体中央会の梅原指導部長代理が登壇。

適正点検は火災予防ひいては地域の安全・安心の基本であり、長年、官公需の共同受注活動を実践し、組合活動を着実に発展させてきた組合及び組合員に対し、危機管理・産業振興・中小企業の組織化等の立場から温かい励ましと感謝のお言葉をいただくことができました。



白石県危機管理部長代理兼危機管理監代理



松島県経営支援課長



梅原指導部長代理(県中小企業団体中央会)

交流を深める組合員や関係者！ — 総会後の懇親会 —



山田誠 静岡県議会副議長

総会後の懇親会（杉山副理事長の進行）では、組合員など組合関係者が来賓の皆様や賛助会員の各防災機器メーカー静岡支社長・営業所長様にもご参加いただき交流を深めました。

公務の関係で懇親会からの参加となった山田誠静岡県議会副議長から組合活動発展に向けた応援のご挨拶をいただき、高沢支社長（能美防災(株)静岡支社）の乾杯挨拶でスタートした交流は、堀部莞爾副理事長の中締め挨拶で散会となるまでの2時間余、新組合員の参加もあり大いに盛り上がりました。お忙しい中をご出席いただいた皆様に心より御礼申し上げます。



“ 親組合と連携し交流や組合活動を推進 ”

— 平成 30 年度 青年部会 通常総会が開かれる —



第 3 回青年部会通常総会が、5 月 16 日（水）16 時から親組合の通常総会に先立ち開催され、会議冒頭で堀部成信会長は次のように挨拶しました。

「 青年部会が創設されて 4 年目（平成 27 年 7 月 3 日・設立）を迎える。引き続き、会員相互の親睦を深めながら、親組合とも連携して組合活動の推進を図っていききたい。青年部会の活動にご協力願いたい。」

この後、堀部成信会長が議長となり議案審議を行い、平成 29 年度事業報告・決算、平成 30 年度事業計画・予算、青年部会規約の一部改正（親組合の組合名称変更に伴うもの）等を、原案どおり全会一致で可決承認し閉会となりました。また、平成 29 年度事業報告において、親組合役員と正副会長による意見交換会の開催や、業務担当委員会が国要望内容の検討を行い、

平成 29 年 8 月の国要望に青年部会長と業務担当委員長が参加した等の活動報告がありました。

平成 30 年度通常総会議案（第 24 回）

- 第 1 号議案 平成 29 年度事業報告、決算諸表及び剰余金処分案の承認に関する件
- 第 2 号議案 平成 30 年度事業計画及び収支予算決定の件
- 第 3 号議案 平成 30 年度賦課金徴収方法決定の件
- 第 4 号議案 借入金残高の限度額決定の件
- 第 5 号議案 新規組合加入者の加入手数料決定の件
- 第 6 号議案 役員報酬決定の件
- 第 7 号議案 定款（第 2 条 名称）の一部変更の件

◆◆◆ 平成 30 年度理事会等の開催 ◆◆◆

第 3 回理事会（静岡県消防設備保守点検業協同組合） 6 月 28 日（木）午後、組合名称の変更後初となる第 3 回理事会が組合事務所で開催されました。議事に入る前に、組合事務局から「平成 30 年 5 月 29 日（火）付で組合名称が変更されたこと」、「印鑑登録してある組合印（組合名称以外）は変更がないこと」、「組合名称変更に伴う諸手続（変更登記、国・県・市の入札参加登録変更届、そのほか官公庁等への名称変更届、組合員を含む関係団体への案内通知、ゴム印や名刺作成等）は円滑に処理されていること」等の報告がありました。また、議事では平成 30 年度における共同受注活動、広報活動の強化、組合運営、業法制定に向けた取組等について審議・協議が行われました。



第 2 回理事会（書面決議） 組合定款の規定に基づき、新規加入組合員の加入承認を諮る議案を審議する第 2 回理事会が 4 月 18 日（水）付で開催され、榎プラステクト（代表 鈴木努 氏）の加入が全会一致で承認されました。

第 1 回理事会と会計監査 通常総会の開催案（平成 29 年度事業報告・決算、平成 30 年度事業計画・予算等）を主な議題とした新年度第 1 回目の理事会が 4 月 10 日（火）午後、組合事務所で開催されました。また、4 月 18 日（水）には、平成 29 年度会計監査（宇式監事、土谷監事による会計帳簿等の実地検査）が、組合事務所で西川理事長及び杉山副理事長（総務担当）の立ち合いのもと実施されました（上写真）。

関係部署(静岡県庁など)へ挨拶まわり

— 官公需適格組合の責務等 —



当組合では、例年、業務受託者として責任を持って業務執行すること、そして“国(中小企業庁)から官公需適格組合の認定を受けた協同組合である”組合員の共通認識のもと法令遵守による適正点検をしっかりと実施していることを、組合役員が共同受注案件の関係部署等に直接、出向きお伝えしご挨拶することとしています。

新年度(平成30年度)の契約がほぼ一段落した6月28日(木)午前、西川理事長と杉山副理事長が静岡県庁(管財課、県教育委員会事務局財務課、同高校教育課)や公益財団法人静岡県文化財団等にご挨拶に出向きました。

【平成30年度共同受注状況】 平成30年6月末時点で静岡県庁舎、県立高校グループ、県内の関係市教育委員会(小・中学校等)など前年度受注案件は平成30年度も受注を確保。当組合が、平成28年度から取り組む「消防用設備等保守点検と防火設備定期報告検査」一括発注の提案も静岡県庁舎、県立高校グループ、県内の関係市教育委員会にて実現。今後も「経費縮減」と「保守点検の質」確保に貢献していきます。

全国に、消防設備士は「何人」いる？

消防庁「消防白書」には、消防設備士と消防設備点検資格者の人数(全国値)が掲載されています。「平成29年版消防白書」本文85ページには「平成29年3月31日現在、消防設備士の数は延べ114万4,899人となっており、また、消防設備点検資格者の数は特種(特殊消防用設備等)687人、第1種(機械系統)15万2,322人、第2種(電気系統)14万3,811人となっている。」とあります。直近3か年(平成26~28年度末現在)を下表に整理しますと、統計上は毎年、増加していますが、全国数値は「免状作成件数の累積」とあります。現場で懸念される人材確保の取組には、“消防用設備等保守点検業”の視点での実態把握と情報共有が必須と思われます。

【表】消防設備士、消防設備点検資格者(全国)

(人)

消防設備士	特類	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	合計
甲種(工事, 整備)	3,212	137,232	42,760	36,899	282,817	33,547	-	-	536,467
乙種(整備)	-	37,693	11,743	10,706	90,867	17,931	251,019	188,474	608,432
計(H29.3.31)	3,212	174,925	54,503	47,605	373,684	51,478	251,019	188,474	1,144,899
計(H28.3.31)	3,047	171,334	53,254	46,339	364,486	49,951	243,612	185,324	1,117,347
計(H27.3.31)	2,839	167,871	52,063	45,274	355,779	48,542	235,457	182,022	1,089,877

注1:「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」により作成

注2: 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

(人)

消防設備点検資格者	特種(特殊消防用設備等)	1種(機械系統)	2種(電気系統)	合計
計(H29.3.31)	687	152,322	143,811	296,820
計(H28.3.31)	672	149,422	140,994	291,088
計(H27.3.31)	652	146,533	138,202	285,363



静岡県議会が国会、関係省庁へ 「業法の制定を求める意見書」の提出を決定！（全国初）

－ 平成 30 年 6 月定例会で可決（平成 30 年 7 月 10 日）－

県や市町の議会は、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国会や関係省庁に、公益に関する事項について意見書を提出することができます。静岡県議会 6 月定例会の閉会日 7 月 10 日（火）、静岡県議会は「消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書」を本会議で全会一致で可決承認。議長名で衆参両院議長及び関係省庁へ提出することを決定しました。“全国初”だとのこと。



今回、実現した意見書に記載されている「業法（ぎょうほう）」とは、当組合が制定を要望し、様々な取組を行っている消防用設備等保守点検業としての規律や適正な業務の実施等を定める「業法（ぎょうほう）」のことです。長年、消防用設備等の保守点検の現場で、法令遵守の適正点検を実施してきた組合や組合員の声が、県民の意見として国会や関係省庁に届けられることになったのです。

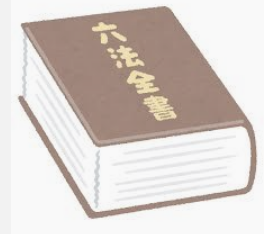


意見書の実現には、中沢公彦県議会議員（前自民党静岡県連幹事長・右写真）がご尽力されました。平成 30 年 7 月 10 日午前 11 時 33 分、県議会を傍聴した組合役員や組合関係者が見守る中、“全国初”と言われる意見書が可決承認されました（上写真）。持ち帰った意見書（県議会事務局が配布した公表資料）全文を次ページで紹介します。

関係法令（業法の制定）

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。



○ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 1 条（目的）

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

○ 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条（消防の任務）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

○ 同法第 4 条（消防庁の任務及び所掌事務） 略

○ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 1 条（目的）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 警備業法第 2 条（昭和 47 年法律第 117 号）第 1 条（目的）

この法律は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

静岡県議会

平成 30 年 7 月 10 日

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の
制定を求める意見書



静岡県庁本館 議会棟

平成 29 年 12 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の
自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設
備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食いとめるには、
火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要で
あり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に
係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業
法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権
能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されて
いる。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の
高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が
喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援
を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このよ
うな取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防
用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消
防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

近野理事長(山梨県消防設備保守点検協同組合)の来静！

国など官公庁へ要望したり情報交換をさせていただく際、必ず話題になるのが消防用設備等保守点検業における「全国の動き」です。新年度が始まる第1週の4月6日(金)午前、当組合事務局を近野理事長が訪れました。時間調整をして浜松から駆けつけた西川理事長は、昼時間をはさんで約1時間半、最近の全国の動向や静岡・山梨それぞれの取組など、今後に向け実り多い情報交換を行うことができました。“所(ところ)変わっても目指すは同じ”とは、同席した仁科専務理事の感想です。



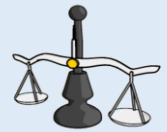
組合事務局での情報交換



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 災害時における法律について (5) ～



今回は、被災ローン減免制度についてお話しします。

同制度の正式な名称は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」と言います。そして、同制度は、災害によって、住宅・勤務先・事業所などが被害を受けた結果、住宅ローンをはじめ、自動車や個人事業のローンなどを返済できなくなった、あるいは、いずれ返済できなくなる見通しになったという人のための制度です。なお、同制度も災害救助法が適用される場合に利用できます。では、同制度で何ができるのでしょうか、大きく分けると3つに整理できます。

一つ目は、金融機関の同意を得られれば、被災者は資産のうち最大で500万円と、そのほか再建を支援するための公的な支援金などを手元に残した上で、できるだけ返済し、返済できない分は免除してもらえる仕組みです。

二つ目は、自己破産とは違い、ローンを支払えないという情報がブラックリストに載らないため、新たなローンを組むことができます。

三つ目は、自己破産とは異なり、原則として債務の保証人に対する請求もされないため、保証人に迷惑をかけることもありません。それでは、具体的にこの制度を利用できる人はどのような人なのでしょうか。

- ① 原則、年収(額面額)が730万円未満の人
配偶者の年収も加えますが、年金・パート収入は除外されます。
- ② 次の計算式が成り立つ人
$$\text{年収} \times 0.4 < \text{年間ローン額} + 96 \text{万円}$$
- ③ 過去にローンの滞納がないこと

細かい要件は他にもありますが、以上の3つの要件を満たす人は、基本的にこの制度を利用することができます。以上が、被災ローン減免制度の概要ですが、なかなか理解が難しいところもありますので、次回は具体例をもとにして、より詳しくお話していきたいと思っております。

組合員の異動(お知らせ)：

- 【加入】・株式会社プラステクト 代表者 鈴木努様 静岡市葵区 H30.4.18
- 【変更】・株式会社北島電設 代表者 北島孫六様 ➡ 北島実様 H30.5.9
- ・株式会社共同設備 代表者 高田壽治様 ➡ 高沢豊秀様 H30.5.30
- ・会員区分の変更 個人組合員等(個人事業者) ➡ 同(個人組合等加入法人) H30.7.1
消防機材山治(代表者 福井隆幸)様、合同会社葵防災工業(代表者 井口慎一)様
- 【脱退】・静岡ニッタン株式会社(静岡市駿河区)様、アロウ防災(焼津市)様
寺岡設備(静岡市駿河区)様 H30.6.30

— 当組合は、国が認定した「官公需(かんこうじゅ)適格組合」です —

- 官公需適格組合とは、国（中小企業庁）が「官公庁などが発注する業務（=官公需）を責任を持って施工・完遂できる協同組合」として認定した組合のことで、単独では受注が難しい地域の中小企業者・個人事業者が共同で受注活動を行う仕組です。
- このため、国の法律（官公需法第3条）では「国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない」と官公庁に努力義務を課しています。静岡県が平成26年3月に制定した「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」には、官公需適格組合への支援が明記されています。
- 静岡県消防設備保守点検業協同組合は、平成13年11月16日に認定を受けました。



>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社 掛川営業所 湖西営業所	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210		高島俊太郎	掛川市藪ヶ谷	0537-22-0119
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855		藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
宮崎サービス	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	(株)日本防火研究所	稲垣 憲幸	浜松市東区	053-461-1373
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
アイエムサービス	岩本 良	浜松市東区	090-6396-4340	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	みゆき防災(株)	野末 悠	浜松市北区	053-437-5734
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100				

理事長 西川和宏 セルコ株式会社
 副理事長 杉山和幸 鈴与技研株式会社
 副理事長 堀部莞爾 日興電気通信株式会社
 専務理事 仁科満寿雄 事務局長兼務
 理事 飯塚勝 広伸防災株式会社
 理事 吉川友朗 静岡法律事務所
 監事 宇式三郎 株式会社アオイテレテック
 監事 土谷直人 ニッセー防災株式会社
 事務局職員 鷲巣節子

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-247-3211
パナソニック(株)エコソリューションズ社静岡営業所	中岡 孝文	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811